

中央大学通信教育部学生会横浜支部活動報告

(第3期)

1. はじめに

当期、平成23年度の中央大学通信教育部の全国の学生会支部をめぐる情勢は、中央大学法学部通信教育課程の正科生在籍者数が減少を続けて遂に5,000名を割り込む環境の下、極めて厳しい状況で推移しております。こうした情勢を受けて、多くの学生会支部では支部員数が軒並み減少しており、慢性的な役員数の不足と相俟って活動休止の已む無きに至る事例も複数発生しております。

このような環境の下、当支部は当期も引き続き安定的な支部活動の維持・拡大に努めつつ、継続的な改善を通じたガバナンスの確立に取り組んで参りました。その結果、支部員数は全国的な傾向に反して昨年比約1.5倍に増加し、今や60名を擁する最も新しい「大規模支部」となるに至っております。

2. 学習会について

支部活動の根幹を成す学習会については、当期は29回(累計約87時間)の開講を実現できる見込みです。この開講回数は第3期活動方針におけるコミットメントである26回を充足しております。開講実績について詳しくは、後掲「横浜支部 第3期 学習会開講実績一覧」をご参照ください。

当期の学習会には、先の第69回学習会(平成24年1月21日開講・民法1(総則))までの計27回の開講分において、62名の支部員・賛助支部員、48名の聴講生にご参加いただきました。各回の参加者数の合計は、支部員・賛助支部員358、聴講生116、計474です。各回の平均参加者数は約18名であり、当期より新設いたしました「午後の部」を含め、概ね安定しております。

これまでに開講実績のある科目は、基本六法(憲法・刑法・民法・商法・民訴法・刑訴法)にその他の法律科目(知的財産法・労働法・行政法など)を加えた21科目となりました。講師は12名を擁しており、科目の網羅性、講師の充実度は全国の学生会支部の中でも群を抜いております。中央大学に所縁の深い第一線で教鞭を執られている先生方は、当支部最大の財産です。

学習会の内容は、参加者に不毛な「作業」を強いることとなる無益な「目印教習」ではなく、従来と同様、有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供するものといたしました。この方針の下、先生方にご協力いただき、豊富な開講時間を活用してより幅広いテーマを取り扱い、純粋な向学心に溢れる初学者から法を学習する価値を知る卒業生に至るまで多くの方々にご満足いただけるような学習会となるように努めて参りました。先生方には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお、夏期(平成23年7月～9月)については、福島第一原子力発電所事故に伴う電力需給の逼迫や、節電対策の一環として事業者の「休日の変更」などが計画・実施されたことを受けて、開講計画を見直しました。具体的には、電力需給の逼迫が見込まれた「午後の部」を避け、事業者が出勤日とする例が多かった土曜日の開講も避け、さらに当該期間の開講回数自体を前年比43%減となる計4回に抑制することで「休日の変更」などの影響を受けている多くの支部員・聴講生に配慮いたしました。学習会の需要が高まる夏期に十分に開講できなかった点は残念ですが、事情ご賢察いただければ幸いです。

学習会の会場は、従来と同様、抜群のアクセスの良さを誇る横浜駅西口の「かながわ県民センター」をプライマリ、石川町駅北口の「かながわ労働プラザ」をセカンダリとして使用いたしました。

3. 教員招請行事について

教員招請行事については、第3期活動方針に基づき平成23年6月に第1回教員招請行事（憲法）を開講いたしました。また、平成24年3月には第2回教員招請行事（破産法）を開講いたします。開講実績については詳しくは、後掲「横浜支部 第3期 教員招請行事開講実績一覧」をご参照ください。

第1回教員招請行事は、「遠隔地において開講される従来型の合宿ゼミには参加し難い様々な事情を有する通教生層にも広く合宿ゼミ参加の機会を提供する」という「都市型」のコンセプトの下、川崎駅東口の川崎グランドホテルを会場とする「合宿ゼミ」として開講いたしました。結果、ゼミや懇親会は充実したものとなりましたが、宿泊の需要の低さ（宿泊者数が参加者数の半数未満）と、宿泊の要素があるが故の弊害（宿泊施設における開催となるため会場使用料が高額となり事前調整の手間やリスクも多く発生する）が目立つこととなりました。これを踏まえ、第2回教員招請行事では宿泊の要素を排除し、「集中ゼミ」として開講することといたしました。こちらは現在進行中です。

4. 懇親会について

学習会と並んで支部活動の根幹を成す懇親会については、当期も概ね積極的に企画・開催することができました。以下に企画・開催した懇親会を示します。

- ・ 第1回教員招請行事懇親会 （平成23年6月18日）
- ・ 夏季懇親会（暑気払い） （平成23年7月17日）
- ・ 通教生のつどい後の懇親会 （平成23年8月13日） ※非公式
- ・ 臨時総会懇親会 （平成23年9月19日）
- ・ 忘年会 （平成23年12月18日）
- ・ 箱根駅伝応援会懇親会 （平成24年1月3日）
- ・ 新年会 （平成24年2月26日） ※未済
- ・ 第2回教員招請行事懇親会 （平成24年3月3日） ※未済

なお、これらとは別に「お花見」を平成23年4月初旬に企画しておりましたが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による影響に鑑み、やむなく中止といたしました。

5. その他の企画について

当支部主催学習ガイダンスについては、平成23年5月29日、第48回学習会（憲法）及び第49回学習会（法学）が開講される日の昼休みに実施いたしました。専用の資料を用いつつ、学習の進め方や単位の取り方、情報収集方法、コンスタントに合格するレポートの書き方などを討議いたしました。

また、平成23年4月1日より、当支部公式サイト上に「横浜支部 Q&A」を開設しております。現在のところ、大項目として「横浜支部全般について」「学習会について」「学習活動全般について」を用意しており、問答形式で計117項目を掲載しております。

さらに、平成23年12月16日より、現役通教生向けの学習支援プログラムとして、メンター制度の導入を開始しております。こちらは、指導を必要とする支部員に対し、指導的な役割を果たす支部員をメンターとして一対一でアサインし、必要に応じて有識者のバックアップを提供しつつ、継続的・定期的な対話を通じた相談、助言及び支援を行うものです。詳しくは、当支部公式サイトをご覧ください。

6. 財務状況について

当期は、前期繰越金から 10 万円を取り崩す積極的な予算を編成しておりましたが、結果的に想定の通り約 10 万円の赤字となる見込みです。約 10 万円の次期繰越金を手許に確保しつつ、学習会の回数の増加という最も望ましい形で支部員各位へ繰越金を還元できたものと考えております。

収入においては、支部員年会費が当期から年額 3,000 円となりました。聴講生が「支部員成り」する際に支払い済みの聴講費を年会費に充当する制度も継続しているため平均単価は約 2,145 円となりますが、この平均単価は想定よりも高く、支部員総数も概ね想定通り増加したことから、支部員年会費収入は予算額を上回りました。その反面、相対的に聴講生数は減少したため、聴講生聴講費収入は予算額を下回りました。しかしながら、教員招請行事特別会計からの繰入金収入が発生しており、これを加えた全体では、予算額とほぼ同額の約 70 万円の収入となる見込みです。

一方、支出においては、学習会講師謝礼金の時間単価を当期から 1,000 円引き上げております。これは予算計上済みであり、学習会の追加開講分や想定外の「かながわ労働プラザ」の会場使用料の値上げ分は予備費で吸収することができたため、予算額とほぼ同額の約 80 万円の支出となる見込みです。

この結果、次期繰越金は、前述の通り約 10 万円となる見込みです。この金額は、学生会支部として適正妥当な範囲内に収まっているものと判断しております。

7. 支部運営について

平成 23 年 10 月 1 日に、新しい支部規約を施行いたしました。これは、当支部の「大規模支部」化や中央大学法学部通信教育課程の制度変更などといった内外の環境変化に対応するため、これまでに蓄積された経験に基づき、学習会・懇親会・教員招請行事などの活動や組織・会計の「あるべき姿」を明文化すると共に、メンター制度や研究会制度など新しい取り組みの方向性を示したものです。

改正規約においては、従来の「役員」を「理事・参事・監事」に分けました。これは、個々人の支部活動への取り組み方に応じて実務や責任の適切な分散を図ると共に、直接的又は間接的なチェック機能を強化し、活動及び業務の適正を確保する体制の構築を目指したものです。未だに特定の役員への負荷の集中は継続しておりますが、来期（第 4 期）には改善されていくものと確信しております。

他の学生会支部やその他の中央大学法学部通信教育課程関連団体に対しては、善隣友好路線を基礎としつつ、是々非々で対応いたしました。個々の具体的事例を挙げることは差し控えますが、ガバナンスやマネジメントに問題のある団体がこれらの中の一部に存在することは、誠に遺憾です。

なお、当支部は、昨年来「支部提携」を否定し、支部員年会費 3,000 円・聴講生聴講費 500 円・年間学習会開講 30 回 90 時間目標という活動方針を掲げているところですが、このことは、他の学生会支部の年会費設定や活動方針にも正の影響を及ぼしているという認識です。自由な競争が促進され、多くの通教生が多くの学生会支部に安価に参加することが当然となれば、結果的に中央大学通信教育部の学生会全体の活性化にもつながります。当支部の活動方針及び実績がその端緒となれば、幸いです。

運営プロセスの標準化や「見える化」という点では、これまでの成果物や蓄積されたノウハウを標準として活用した他、現在も、各種運営手順書の整備を進めております。主に学習会担当補佐を想定した改正規約による「参事」の設置・増員、及び独自の情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準）の改訂と併せ、安定的な支部運営が実現されつつある状況です。

横浜支部 第3期 学習会開講実績一覧

月 日	活 動 内 容	参加人員	会 場	講師名及び職業 (平成24年1月1日現在)
4/10	第43回学習会 刑事訴訟法	13名	かながわ県民センター	麻妻和人先生 桐蔭横浜大学法学部准教授
4/29	第44回学習会 刑法1(総論)	29名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
4/29	第45回学習会 刑法2(各論)	20名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
5/22	第46回学習会 労働法1(団体法)	19名	かながわ労働プラザ	河合墨先生 宝塚大学講師
5/22	第47回学習会 労働法2(保護法)	23名	かながわ労働プラザ	河合墨先生 宝塚大学講師
5/29	第48回学習会 憲法	16名	かながわ労働プラザ	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
5/29	第49回学習会 法学	12名	かながわ労働プラザ	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/5	第50回学習会 民事訴訟法	18名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/5	第51回学習会 民事執行・保全法	18名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/25	第52回学習会 民法5(親族・相続)	19名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
7/17	第53回学習会 商法(会社法)	19名	かながわ県民センター	高間佐知子先生 中央大学インストラクター
7/31	第54回学習会 民法1(総則)	19名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
9/4	第55回学習会 民法3(債権総論)	20名	かながわ県民センター	宮坂友造先生 中央大学インストラクター
9/11	第56回学習会 刑事訴訟法	11名	かながわ県民センター	麻妻和人先生 桐蔭横浜大学法学部准教授
10/9	第57回学習会 民事訴訟法	26名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
10/9	第58回学習会 民事執行・保全法	18名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
10/30	第59回学習会 商法(会社法)	13名	かながわ県民センター	高間佐知子先生 中央大学インストラクター

10/30	第60回学習会 商法(総論・総則)	13名	かながわ県民センター	高間佐知子先生 中央大学インストラクター
11/3	第61回学習会 民法5(親族・相続)	18名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
11/6	第62回学習会 憲法	17名	かながわ県民センター	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
11/6	第63回学習会 憲法	16名	かながわ県民センター	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
11/23	第64回学習会 刑法1(総論)	10名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
11/23	第65回学習会 刑法2(各論)	12名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
12/10	第66回学習会 知的財産法	25名	かながわ県民センター	佐藤恵太先生 中央大学法科大学院教授
12/18	第67回学習会 商法(手形・小切手法)	18名	かながわ労働プラザ	高間佐知子先生 中央大学インストラクター
1/21	第68回学習会 行政法	16名	かながわ県民センター	齋藤和豊先生 中央大学インストラクター
1/21	第69回学習会 民法1(総則)	16名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
2/26	第70回学習会 民法2(物権)	未済	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授
3/25	第71回学習会 民法4(債権各論)	未済	かながわ県民センター	草野頼先生 亜細亜大学法学部准教授

横浜支部 第3期 教員招請行事開講実績一覧

月 日	活 動 内 容	参加人員	会 場	講師名及び職業 (平成24年1月1日現在)
6/18 ～19	第1回教員招請行事 憲法(情報法)	16名	川崎グランドホテル	佐藤信行先生 中央大学副学長・法科大学院教授
3/3 ～4	第2回教員招請行事 破産法	未済	かながわ労働プラザ	木川裕一郎先生 中央大学法学部教授・通信教育部長

この報告は、平成24年2月26日開催の第3回定時総会において承認されました。